

## 知多北部広域連合行政不服審査会規則

(平成28年2月26日 規則第4号)

### (趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合行政不服審査法施行条例（平成28年知多北部広域連合条例第6号）第4条第7項の規定に基づき、知多北部広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会においては、会長が議長となる。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参加することができない。

### (庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。